

○埼玉県迷惑行為防止条例に基づく中止命令運用要領

令和2年12月24日

保安第15300号

警察本部長

埼玉県迷惑行為防止条例に基づく中止命令運用要領について（通達）

（概要）

本通達は、埼玉県迷惑行為防止条例第7条の規定に基づき、

○ 運用要領

○ 留意事項

等について定めている。